

暴力団の追放



おれは〇〇組のもんや……
けじめつけてもらわんとな……
なめたらあがんで……フッフ…

暴力団はやさしく近づいてくる!

暴力団は、犯罪常習者集団です。
暴力団は、「市民の敵」です。



暴力団の攻撃パターンは……

- 接近 ……資金の獲得しやすい事業者や個人にターゲットを定め、様々な名目で接近してくる。
- 攻撃 ……接触到成功すると、様々なテクニックを用いて、相手を困惑させたり、恐れさせたりして、心理的に追い込む。
- 目的達成・再攻撃 ……あきらめて金を出すと、目的達成となるが、「金になる人物」として、さらなる攻撃が始まる。

安全チェックポイント

これだけは……注意してね。

「三ない運動」で暴力団を追放!!

暴力団を恐れない



- 必要以上に怖がらないで、相手の挑発にのらない。
- 要求を冷静に聞き、き然とした態度で対応する。

暴力団を利用しない



- 暴力団に、債権の取立てや交渉を依頼しない。
- 暴力団に、用心棒代やあいさつ料などの資金を提供しない。

暴力団は、3ない運動で、勇気をもって、みんなて追放しよう。



暴力団に金を出さない



- 安易な妥協をせず、「一円の金も出さない」という態度で対応する。
- 不当な要求には、警察とも連携をとり、絶対に応じない。

暴力団に関するご相談は



(財)大阪府暴力追放推進センター
〒540-0007
大阪市中央区錦屋町2-3-2 山ビル4階
TEL. 06 (6946) 8930
FAX. 06 (6946) 8993
堺相談室
〒590-0940
堺市東之町西2丁2-32マルニシ第3ビル4階
TEL.0722 (32) 8930